

## 草津税務署の所得税等還付申告相談会

16 令和とつながるすべての人に



草津税務署が還付申告の相談会を開会します。当日は申告書の提出もできます。

☎ 2月10日(木) 9:30~12:00(受付11:30まで)、13:00~15:30(受付15:00まで) 所 市役所 2階 特大会議室

- 他
- ・マスクの着用が無い場合や、体調の悪い人(発熱や咳などの症状のある人)は入場できませんのでご了承ください
  - ・譲渡所得(土地、建物や株式など)、贈与税の申告相談は実施しません
  - ・申告の受け付けについては、広報くさつ2月号でお知らせします・混雑状況によっては15:00までに受け付けを終了します

	公的年金等受給者・給与所得者	住宅借入金等特別控除を新たに受ける人
対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的年金などを受給している人 ※事業所得や不動産所得、譲渡所得がある人を除く</li> <li>・令和3年中に一定額以上の医療費などを支払い、医療費控除による所得税などの還付申告をしたい人</li> <li>・令和3年中に退職し、年末調整ができていない人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅ローンなどを利用して、自宅を新築や購入、増改築などをして、令和3年中に居住の用に供し、一定の要件を満たす給与所得者で、住宅借入金等特別控除による所得税などの還付申告をしたい人</li> </ul>
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号(マイナンバー)カードか、個人番号確認書類と本人確認書類(提示か、写しを添付)</li> <li>・ボールペンなどの筆記用具や計算器具</li> <li>・公的年金や給与所得などの源泉徴収票 ※令和3年中に退職金を受け取った人で、退職所得を申告する場合は、退職所得の源泉徴収票も必要</li> <li>・医療費控除の明細書・寄附金控除の受領証明書</li> <li>・各保険料などの控除証明書、健康保険料などの金額が分かるもの ※給与所得者で年末調整分を除く</li> <li>・振込先の預貯金口座の番号が分かるもの(本人名義)</li> <li>・前年分の申告書の控えや税務署からのお知らせハガキなど、利用者識別番号が分かる書類(持っている人のみ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号(マイナンバー)カードか、個人番号確認書類と本人確認書類(提示か、写しを添付)</li> <li>・控除の要件や必要書類などは、事前に国税庁ホームページ(<a href="http://www.nta.go.jp/">http://www.nta.go.jp/</a>)をご覧ください</li> </ul>

**医療費控除**  
領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。  
※医療保険者から交付された医療費通知(健康保険組合などが発行の「医療費のお知らせ」など)を添付すると明細の記入は省略可  
※領収書は自宅で5年間保存が必要(税務署から求められたときは、提示・提出が必要)

**年金受給者の申告**  
公的年金の収入が400万円以下で、それ以外の所得が20万円以下の人は、所得税などの確定申告は不要です。ただし、市・県民税の申告が必要な場合があります。  
※所得税などの還付には、確定申告書の提出が必要

☎ 草津税務署 個人課税部門(大路二) ☎562-1315(音声案内)、税務課 市民税係(1階9番窓口) ☎561-2309、☎561-2479

## 家屋を取り壊し・新築・増築した場合は、届け出を

固定資産税(都市計画税)は、毎年1月1日(賦課期日)の現況で課税されます。1月2日以降に、所有権を移したり、家屋を取り壊したりした場合でも、1月1日現在の所有者に、令和4年度分の固定資産税の全額が課税されます。

適正な課税を行うため、以下の場合は届け出をお願いします。法務局で建築(新築)や取り壊し(滅失)の登記が済んでいる場合は、届け出は不要です。

- ・**家屋の建築や、用途の変更をしたとき**  
家屋には、床面積の大小にかかわらず、固定資産税などが課税されます。10㎡未満の家屋や未登記の家屋を建築・増築したとき、用途変更をしたときは連絡してください。
- ・**家屋を取り壊したとき**  
届け出(取り壊し証明などが必要)がないと、課税される場合があります。  
※住宅用の敷地として使用している土地は、特例で税



額が低く抑えられています。住宅の取り壊しや、住宅用地以外の利用に変更すると、特例の適用がなくなり、前年度に比べて税額が上がります

- ・**特例などの減額制度の適用の対象となる工事を実施したとき**  
耐震改修工事など減額対象の改修工事を行うと、翌年度の税額が下がる場合があります(工事完了後、3カ月以内の申告が必要)。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



**償却資産の申告について**  
毎年1月1日現在で、不動産賃貸業を営んでいる場合や飲食店、美容室などを開業した場合など、事業用の資産がある場合は、市に申告する義務があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

草津市 償却資産 検索

☎ 税務課 資産税係(1階10番窓口) ☎561-2310、☎561-2479



## 新型コロナウイルスワクチン接種

追加接種(3回目接種)

☎ 新型コロナウイルスワクチン対策室(2階) ☎561-0184、☎561-2482(平日 8:30~17:15)



追加接種は2回目接種日から原則8カ月経過した人が対象となりますが、国の方針に基づき、医療従事者などは最短で6カ月に、高齢者(65歳以上)は2月以降に最短で7カ月に、期間を前倒しします。

※昨年6月4日までに2回目接種を終えた人に対し、1月7日に接種券を送付しました。以降、2回目接種から8カ月(高齢者は7カ月)を経過する人に順次、接種券を送付します

### 接種する会場

- 集団接種は、1月31日(月)から①フェリエ南草津(野路一)、②エイスクエアSARA北館(西渋川一)の2会場で行われます。
- 昨年7月31日までに2回目接種を終えた65歳以上の高齢者には、市が接種日時と会場を指定してお知らせします(予約不要)。住んでいる地域(住民票のある住所)によって、集団接種会場を分けて指定しています。地域の医療機関でも接種を行います(予約要)。

### 接種するワクチン

高齢者の接種期間の前倒しを推進するために、ファイザー社ワクチンに加え、武田/モデルナ社のワクチンが国から供給されます。集団接種会場では武田/モデルナ社ワクチンを使用し、地域の医療機関ではファイザー社ワクチンを使用します。(ワクチンの供給状況に応じ、変更になる場合があります。)

### 地域の医療機関での接種

詳しくは、1月17日(月)に市ホームページや地域まちづくりセンター、コールセンター(☎598-0932)でお知らせします。予約開始は1月21日(金)、接種開始は2月5日(土)以降です。(1・2回目接種を行うところもあります)

広がれ! はっぴー・ぼうさい 第10回 問 危機管理課(1階) ☎561-2325、☎561-6852

## 草津の防災力、どんどん高めていきましょう

関西大学 社会安全学部 近藤ゼミ

このコラムも、おかげさまで第10回となりました。今回は、えふえむ草津でお届けしている防災番組「Happy BOUSAI」(昨年末で通算110回放送)が大切にしている概念をお伝えしたいと思います。

皆さんは、「インクルーシブ防災」という言葉を知っていますか。「インクルーシブ(inclusive)」とは、包み込む、排除しないという意味です。災害時に、弱い立場の人も一人も取りこぼすことがないように、優しく包み込んであげよう。そうした思いが込められています。私たちのゼミナールでも、世界防災会議で提唱されたこの考え方に共鳴して「みんなのぼうさい」というスローガンを掲げ、全国各地で防災・減災の取り組みを支援する活動を続けています。

ところで「包み込んであげよう」という言葉に、少し違和感を持った人もいらっしゃるのではないのでしょうか。どこか上から目線だ。どこかしらじらしく偽善的だ…。私たちも、当初は「してあげたい」という思

いが強すぎて、極めて一方的な関わり方をしてきたように思います。しかしそれでは、うまくいきません。

私たちがこの考えを見直すきっかけを与えてくださったのは、故・平本歩(35)さんでした。ミトコンドリア病という難病に侵され、人工呼吸器を付けながら自活していた平本さんは、災害の備えを独自に進めておられました。ご自身の薬や予備バッテリーの他に、ヘルパーさん3人分の非常用のグッズを揃えていたのです。「助けてもらう」ばかりじゃなくて、「助け合える」ことを見つけて実行する。そんな平本さんの身構えは、やがて私たちの心を包み込んでくれました。2021年、平本さんは永い眠りにつかれました。私たちはここ草津でも、安全と安心を下支えする「包み込み合う輪」を広げていきたいと考えています。

Happy BOUSAI ラジオえふえむ草津(FM78.5MHz) 第1・3火曜日12:00~